

## いわき市医療センター病院経営評価委員会設置要綱

## (設置)

第1条 いわき市病院事業の健全経営を推進するため、いわき市医療センター病院経営評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 病院事業における経営状況の点検及び評価に関すること
- (2) 病院事業における経営改善策の取組状況の点検及び評価に関すること
- (3) その他病院事業の経営改善に関し、必要と認められること

## (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、病院事業管理者が委嘱する。

- (1) 医療関係に関する専門的な知識経験を有する者
- (2) 福祉関係に関する専門的な知識経験を有する者
- (3) 財務又は経営に関する専門的な知識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、病院事業管理者が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から同日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集し、委員長が会議の議長と

なる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 議長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、意見等を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局経営企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。